## (仮称) 統合新病院整備工事に係る環境影響評価概要書に対する伊丹市環境審議会および伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見および答申案

令和2年10月13日に開催した令和2年度第3回伊丹市環境審議会および令和2年11月26日に開催した令和2年度第1回伊丹市環境審議会専門委員会での意見を踏ま えた答申案を下表に取りまとめた。

環境	環境項目等			事録 委員会	関連資料	第3回伊丹市環境審議会および 第1回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
	調査・評価の手法	1	P. 4~5		(概) P. 1~P. 7 (専)資料 9	1. 今後の環境影響評価準備書の審査段階においては、 施設配置計画がきちんと定まっている必要がある。	・本事業に係る環境影響評価概要書では、事業計画 地内における供用後施設(付帯施設含む)の配置 や規模等が明らかにされていない。具体的な調査、 予測および評価を行うにあたっては、それらが具 体化した段階で明らかにし、必要に応じて評価方 法等の見直しを行い、適切な調査、予測および評 価を行うこと。
		2	P. 3		(地下) D. E. D. 100	2. コロナ禍における現況の交通量に鑑みて、現地調査 を行う時期は適切なのか。	・現地調査を行うにあたっては、コロナウイルス感 染症に伴う影響の有無について検証すること。
全般事項		3	P. 4		(概) P. 5、P. 102 P. 112、P. 113 (専) 資料 5	3. 交通量調査の結果については、道路交通センサスとの比較を行い、調査した交通量が、コロナ禍の影響を受けているのか、また、予測評価をするにあたって適正かどうかを検討してほしい。	
		4		P. 5		4. 統合により移ってくる患者に対する、交通手段の分 担率に関する資料はあるか。両病院にて実績を把握 する必要があると考える。	・交通量の影響の予測および評価を行うにあたり、 市立伊丹病院、近畿中央病院の両施設において来 院時の交通手段の調査を行うこと。
		5		P. 6	(概) P. 102、P. 113 (専) 資料 5	5. 交通量調査の調査内容について、国道 171 号と県道 米谷昆陽尼崎線での交差点および事業計画地の出入 口交差点において、滞留長および滞留台数の調査を 行うのか。	・交通量調査において、調査項目に滞留長および滞留台数を追加するとともに、当該調査結果に基づき適切に予測および評価を行うこと。

環境	環境項目等		No. <b>議事録</b> 審議会 委員会		関連資料	第3回伊丹市環境審議会および 第1回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
		6	P. 2		(概)P.7、P.36	1. 既存病院を稼働しながら建築工事等を行うため、入院・ 通院の患者の車両、工事関係車両、職員の車両等の往 来により、工事期間中の交通量は、増加することが想 定される。小中学生の通学時の交通安全対策について 懸念がある。	・事業計画地周辺での具体的な交通安全対策について環境影響評価準備書に記載すること。
	交通安全 対策	7	P. 5		P. 37 (専)資料 4 資料 10	2. 環境影響評価準備書には、交通安全への配慮について 記載する必要があると考えている。特に、通学路の安 全性については、社会環境に大きな影響を及ぼすと考 えている。	
		8		欠席 委員 意見		3. 交通に関する住民意見に対する事業者見解として、「十分な安全対策を講じる」とあるが、安全対策の具体的内容の説明および準備書への記載が必要であると考える。	
全般		9		欠席 委員 意見	(概)P.7 (専)資料4 資料10	4. 住民意見に対する事業者見解について、出入口交差点 は救急車両等の動線の分離を検討するとしているが、 当該対策について具体的な説明を求める。	・救急車両等の動線の分離について、具体的な対策 方法を環境影響評価準備書に記載すること。
事項	環境影響 要因	10		欠席 委員 意見	(概)P.4 (専)資料4 資料9 資料10	1. ヘリポートの使用は予定しているのか。もし、予定しているのであれば、他事例における取り扱いを参考に本環境影響評価での取り扱いについて検討の必要があると考える。	・ヘリコプターの離発着に伴う環境影響の予測および評価を行わない具体的な理由を環境影響評価準備書に記載すること。
		11		欠席 委員 意見	(専)資料 4 資料 10	1. 住民意見(空き地転用)に対する事業者見解について、 住民意見の内容は近畿中央病院跡地に関するものと想 定されるため、事業者見解を改めて作成すること。	・住民意見書に対する見解書を作成する際は、当該 意見の意図を適切に汲み取り、明確に回答するこ と。
	住民意見 に対する 事業者見 解	12		P.5~ P.6	(専)資料 4	2. ①今回の事業は現在の病院を稼働しながらの工事であること、②周辺住民へ与える環境影響が大きいこと、 ③伊丹市の中心部での事業であることから、住民意見に対しては明確に回答する必要があると考える。例えば、出入口交差点の交通量の影響については、工事中と供用時に分けて回答した方がよいと考える。住民の意見が明確でない場合は、事業者にてその意図を想定して具体的に回答したほうが理解されやすいと考える。	

環境項目等		No.		事録 委員会	関連資料	第3回伊丹市環境審議会および 第1回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
全般事項	その他	13		P. 6	(専)資料 6	1. (仮称) 統合新病院整備事業は、既存病院を稼働しながら、既存病院敷地内に統合新病院を整備していくという事業の性質上、当該事業が影響を与える範囲を示すにあたり、「事業計画地」、「地域」、「周辺」等の用語を使用する際は、どこを示しているのかわかるよう表現してほしい。	・本事業による周辺環境への具体的な影響範囲を環境影響評価準備書に記載すること。
	大気 汚染	14		P. 6	(概)P.96、P.100	1.「事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由」に、 既存建物の解体工事による環境影響に関する記述が 必要であると考える。具体的には、アスベストやPCB 等に関する記述が必要であると考える。	・既存建物や工作物等の解体工事においてアスベストが排出される場合は、その処理方法および管理方法について、具体的に環境影響評価準備書に記載すること。
	万柴	15		P. 7	(概)P.96	2.「外来通院等の自動車交通の増加」との記載があるが、 この表現では誤解を与える可能性があるため、記述 内容を検討する必要があると考える。	・「項目選定の理由」について、自動車交通量に起因 する影響を具体的に環境影響評価準備書に記載す ること。
生活環境	水質汚濁	16	P. 1~2		(概)P.96	1.「建築物等の建設に伴う濁水は沈砂処理等の排水処理 後に排水するため、公共用水域への影響を与えない。」とあるが、この建築物等の建設に伴う濁水はど こに排水するのか。具体的には、公共下水道へ排水 するから影響を与えないのか。排水処理を行った後 に公共用水域へ排水するから影響を与えないのか。	・工事湧水の具体的な処理方法を環境影響評価準備書に記載すること。
		17		欠席 委員 意見	(専)資料 10	2. 工事中の土壌掘削による工事湧水については、適切 に処理を行った上で、水路等の公共用水域へ排水す ること。	

四位	環境項目等		議事録	- 関連資料	第3回伊丹市環境審議会および	答申案
<b></b>	以以日守	No.	審議会 委員会		第1回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	台甲条
	水質汚濁	18	欠席 委員 意見		3. 供用後の施設からの汚水排水については、医療系排水であるため、除害施設での排水処理や産廃処理等の適切な対応が必要と考えるが、具体的な対応方法について説明すること。	・施設供用後における医療系排水の具体的な処理方法を環境影響評価準備書に記載すること。また、 処理方法の検討にあたっては、既存病院の医療系 排水の性状を考慮すること。
		19	P. 7	(概) P. 96	4. 両病院が統合して、新病院が建設されることから、 統合新病院からの医療系排水の影響を検討するため には、それぞれの病院において使用する薬品や検査 方法等を調査しておく必要があると考える。	
生活環境		20	P. 7	(概) P. 96	5. いずれかの対応が必要と考えている。1 つ目は、環境に著しい影響を及ぼさないとして当該項目の選定は行わず、「選定項目の理由」に、医療系排水について適切な対応をする等の記載をする。2 つ目は、環境に影響を及ぼすとして当該項目を選定し、環境影響評価を進める。当該内容について、答申に盛り込むかどうかを今後検討することとしたい。	対応方法について、第2回専門委員会で協議が必要 ①1つ目→「No.18(水質汚濁No.3)の答申案」に包含 ②2つ目→答申案に追記。 (答申案)施設供用後に排出される医療系排水の環境影響について、適切に予測および評価を行うこと。
		21	P. 8		1. 土壌汚染対策法の中で対応するのであれば、概要書に記載の考え方で問題はないと考えている。	・土壌汚染対策法における特定有害物質については、 土壌汚染対策法および兵庫県の指導に基づき適切
	土壤 汚染	22	欠席 委員 意見	(概) P. 96 (専)資料 10	1. 土壌汚染対策法における特定有害物質については、 他事例において問題となっていることも踏まえ、地 歴調査等により存在の有無を的確に把握し、存在す るのであれば適切に処分すること。当該項目の取り 扱いにあたっては、県の指導に基づくことを前提と して対象外としてよいと考える。	に調査・対応すること。
		23	欠席 委員 意見	(概) P. 96 (専) 資料 10	2. 当該項目を対象外としているが、環境基本法に規定 される1,4-ジオキサンの影響について、排水中に含 有される濃度の算定や分析業者への定量下限値の聴 取を行った上で、対象該否の判断をする必要がある と考える。	・環境基本法に規制される 1,4-ジオキサンを評価項目として選定しない具体的な理由を環境影響評価準備書に記載すること。

招告	環境項目等			事録	関連資料	第3回伊丹市環境審議会および	答申案	
探り	7.6日4	No.	審議会	委員会		第1回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	合中未	
		24	P. 2			1. 事業計画地の南東部に住環境があり、敷地境界での騒音等の調査が必要であると考える。	・事業計画地南東部に隣接する住環境への騒音・振動・低周波音の環境影響について、適切に予測お	
					(概) P. 113	2. 調査地点として設定している敷地境界 2 地点が、当	よび評価を行うこと。	
		25	P. 3		(専)資料5	該事業に伴う騒音および振動の影響が最も大きい地	5.0 H   [M.C.   17 / 2 C.	
						点ということか。		
		•••••				3. 騒音・振動・低周波音の調査地点について、事業計		
						画地の北西側及び東側の敷地境界線上は、近隣の住		
				欠席	(概) P. 113	環境に配慮し選定されていると想定するが、事業計		
		26		委員	(専)資料5	画地の南東側の住環境付近の敷地境界線は調査地点		
				意見	資料 10	として選定していない。事業計画地に隣接する住環		
							境に対しては何らかの配慮が必要と考えるが、当該	
	騒音					地点を選定しない理由の説明を求める。		
				2		4.「低周波音を発生する機械の設置はない」とあるが、		
		27	P. 2		(概) P. 6、P. 96	環境要因の「建物の利用」の項目を選定している理		
生活					P. 113	由は何か。低周波音を発生する機械の設置がないの		
環境	振動					であれば、予測調査の必要がないと考える。		
	低周波音	00	D. O		(概)P.113	5. 騒音および振動調査地点の表記にあたっては、「敷地	・現況調査地点図において、調査地点が判別しやす	
		28	P. 2		(専)資料5	境界」「一般環境」「沿道環境」を区別して記載して	いように表記方法を改めること。	
						いただきたい。 6. 騒音・振動調査地点(沿道環境 4 地点)について、当	* # # #   ・	
						該事業に伴う沿道環境への影響は、特に事業計画地	<u>・準備書にて改めて審議する内容のため、答申案に</u> は盛り込まない。	
						と近畿中央病院の間の範囲にて発生すると想定され	は金り込みない。	
						る。今回選定した調査地点は、広域での環境影響を		
					  (概)P.54~P.59	考慮した上で、「現状の交通騒音値が高い」ことや「施		
				欠席	P. 113	設供用後に交通量が増加する」ことを踏まえ、国道		
		29		委員	(専)資料 5	171 号と県道米谷昆陽尼崎線との交差点における東		
				意見	資料 10	西南北の各 1 箇所(合計 4 箇所)を選定したと理解し		
						てよいか。なお、当該内容を踏まえ、工事中および		
						供用時においては、今回選定した調査地点の他に概		
						要書 P55 に記載している毎年度の自動車騒音の調査		
						結果についても注視する必要があると考える。		

環境	環境項目等		No. 議事録 審議会 委員会		関連資料	第3回伊丹市環境審議会および 第1回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
	騒音 振動 低周波音	30			(概) P. 6、P. 105	7. 環境項目「振動」について概要書 P. 105 では供用時に「自動車交通の増加」に関する影響のみについて予測評価することになっており、「設備の稼働」に関する予測評価が対象とされていない。病院には空調設備やガスコージェネレーションシステム、非常用発電機等の振動を発生する設備があるが、「設備の稼働」に関する予測評価を追加すべきだと考える。	・環境項目「振動」について、「設備の稼働」に関する影響を考慮しない具体的な理由を環境影響評価準備書に記載すること。また、事業計画地周辺への環境保全措置についても環境影響評価準備書に記載すること。
		31	欠质 委員 意見	₫	(概)P.6、P.96 (専)資料 10	8. 第3回伊丹市環境審議会での主な意見の低周波音について、「低周波音を発生する機械の設置はない」としているが、概要書P96環境項目「低周波音」においては、「著しい低周波音を発生する機械の設置はない」との記載がある。少なからず影響があるのであれば、当該項目を選定する必要があると考える。	・環境項目「低周波音」は選定することから、答申 <u>案には盛り込まない。</u>
生活	地盤 沈下	32				(意見なし)	(意見なし)
環境	悪臭	33				(意見なし)	(意見なし)
	日照 阻害	34				(意見なし)	(意見なし)
	電波 障害	35				(意見なし)	(意見なし)
		36	P. 9		(概)P.6、P.7	1.住民や社会が関心を持っているプラスチックごみや、 施設供用後に排出される事業系一般廃棄物、工事中 に排出される一般廃棄物等の処理方法についても、 準備書、評価書への記載が必要であると考える。	・工事中および供用後施設から排出される廃棄物に ついては、医療系廃棄物や事業系一般廃棄物を含 め、排出抑制に努め、なお発生するものについて は、適切に処理を行うこととし、その具体的な方
	廃棄物	37	欠原 委員 意見	₫	P. 96、P. 109 P. 110 (専)資料 10	2. 病院から排出される医療系廃棄物の管理方法、処理 方法については、法令等に基づき適切に対応する必 要があると考えるが、具体的な対応方法について説 明すること。	法を環境影響評価準備書に記載すること。
		38	P. 9	9		3. 概要書 P.96 には、建設系廃棄物のみを対象としており、医療系廃棄物については対象とされていない。	

四五	環境項目等		議	事録	関連資料	第3回伊丹市環境審議会および	答申案
块 块			審議会	委員会		第1伊丹市環境審議会回専門委員会での主な意見	台甲条
	廃棄物	39		P. 6	(概) P. 96、P. 109 P. 110	4. 「項目選定の理由」に、既存建物の解体工事による 環境影響に関する記載が必要であると考える。具体 的には、アスベストや PCB 等に関する記載が必要で あると考える。	・既存建物や工作物等の解体工事においてアスベストや PCB 等が排出される場合は、その処分方法について、具体的に環境影響評価準備書に記載すること。
生活環境		40	P. 4			1. 当該事業によって建築される建物について、事業計画地周辺の景観がどのような見え方になるのか、多数の調査地点において予測した上で、環境影響評価を実施してほしい。	・調査地点は、近景、中景、遠景の観点から選定すること。なお、近景の調査地点として、国道 171 号と県道米谷昆陽尼崎線との交差点、中景の調査 地点として、国道 171 号と市道昆陽池千僧線との
		41		P. 11		2. 近景について、街角からの景観は非常に印象が強くなるので、国道と県道との交差点を眺望点として選定すること。具体的には「(資料⑥)環境項目「景観」に関する資料」での30番は少なくとも選定すること。	交差点を選定すること。また、事業計画地内における供用後施設(付帯施設含む)の配置や規模等が具体化した段階で、調査地点等の見直しを行うこと。
	景観	42		P. 11	(概)P.110 (専)資料 6	3. 中景景観について B-1 はスワンホールの前くらいがよいと考える。	
		43	P. 11	.1	4. 中景景観についても統合新病院の建物の配置が決まってから再検討すべきである。		
		44		P. 11		5. 事業計画地の西側、南側、北東側の3つの道路沿いで歩行者景観の影響評価を行う必要があると考える。	
		45		P. 11		6. 中景眺望地点として、市役所と消防署の間の交差点 くらいから見るまちなみと統合新病院の建物とのバ ランスから考えると環境影響が大きくなりそうな位 置であると考える。	

環境	項目等	No.	議事 審議会		関連資料	第3回伊丹市環境審議会および 第1回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
		46		P. 10~ P. 11		7. 事業計画地がみどりのコアの一番西に入っており、 伊丹市のみどりの基本計画の中では重要な地域に なっている。	・事業計画地はみどりのコアの一部を担っていることから、事業計画地周辺の緑地保全地区、街路樹、 工場緑地等とのみどりの連続性を踏まえ、環境影
生活環境	景観	47		P. 11	(概) P. 110 (専) 資料 6	8. 景観資源は、天然記念物や風致地区等で指定されているものだけでなく、少なくとも緑地保全地区は記載すべきと考える。事業計画地南側の東天神社は緑地保全地区になっており、みどりの基本計画でも位置付けられている非常に重要な場所となっている。本事業にみどりの連続性の視点を取り込んでほしいと考えている。  9. 事業計画地に少し近い範囲内でどこにみどりがあるかをおさえて評価することになる。例えば、緑	響の予測および評価を行うこと。
		48		P. 12		地保全地区、街路樹、工場緑地等はどこに位置するのか。大事なのは既存のみどりがどこにどのくらいのボリュームがあるのか。建物の配置や植栽計画によって、どこのみどりが減るのか、あるいはどこのみどりが増えるのかが重要である。	
	地球 環境	49				(意見なし)	(意見なし)
自然	地象水象	50	P. 2		(概) P. 4、P. 96	1. 建築計画では免震装置を設置するものとなっており、事業計画地を深く掘削するため、地形や地下水にも影響を与える可能性があると考えられる。	・事業計画地の土壌掘削等に伴う環境影響の予測および評価を行わない具体的な理由を環境影響評価 準備書に記載すること。
環境		51		欠席 委員 意見	(概) P. 96 (専) 資料 10	2. 工事湧水を公共用水域へ多量に排水する場合は、 利水状況への影響の有無を確認する必要があると 考える。	・工事湧水を公共用水域へ多量に排除する場合は、 利水状況への影響を環境影響評価準備書に記載す ること。

環境	5項目等	No.		事録 委員会	関連資料	第3回伊丹市環境審議会および 第1回伊丹市環境審議会専門委員会での主な意見	答申案
自然環境	動・ 植物	52 53	P. 3~ P. 4		(概) P. 84~P. 88 P. 96 (専) 資料 7 資料 8	<ol> <li>植生図や貴重な生物の分布図を記載した上で、対象 該否の判断をする必要があると考える。これらの資 料が不記載にも関わらず、対象外とするのは問題で あると考える。</li> <li>「動・植物」に関する規制は、「絶滅のおそれのある 野生動植物の種の保存に関する法律」のみ記載され ているが、この他にも、「兵庫県版レッドデータブ ック」や「生物多様性いたみ戦略」に掲載する「伊 丹の貴重な生物リスト」や「侵略的生物リスト」が あり、これらの記載が必要と考える。</li> </ol>	・既存文献等を活用し、事業計画地内に生息する動・ 植物への影響を環境影響評価準備書に記載するこ と。
歴史的 文化的 環境		54				(意見なし)	(意見なし)